

令和 7 年度世田谷区定期利用保育ご利用の方向け補助金のご案内

★東京都の第1子無償化に伴い、令和7年9月以降、補助制度に変更があります！

令和7年4月～8月までのご利用分

補助金の受給には
申請手続きが必要です！

補助対象者・補助金額・スケジュールについて

表 1

No.	クラス年齢	住民税	子どもの順番	補助上限額 ※	要件
①	1～2歳児 クラス	課税世帯	第1子	令和7年8月までは補助対象外	
②			第2子以降	42,000円	保育の必要性 認定が必要
③		非課税世帯	第何子でも可		
④	3歳児クラス	課税・非課税	第何子でも可	37,000円	

※定期利用保育の利用料のうち、保育料のみが補助対象となります。給食費(食材料費)等に要する実費負担額(特定費用)は補助対象外です。(補助金額の考え方は裏面の Q & A の6をご参照ください。)

表 2

請求回	請求可能な利用期間	請求スケジュール(締め切り) ※郵送の場合消印有効	支払い時期
第1回	4～6月	令和7年7月14日までの申請	8月下旬
第2回	4～8月	令和7年10月15 日までの申請	11 月下旬
第3回		令和8年1月14 日までの申請	2月下旬
第4回		令和8年4月14 日までの申請	5月下旬

※各回の締切日までに申請された分について、各支払い時期に審査・支給いたします。

※締切日を過ぎて申請された分は、次の回での審査・支給になります。ただし、最終提出締切である
令和8年4月14日を過ぎた場合、表1の②に該当する方の補助金はお支払いできません。

申請方法 (申請は原則電子申請で受付しています)

- ①保育園に「領収書兼提供証明書」の発行を依頼する
 - ②園発行の「領収書兼提供証明書」をカメラ機能等でデータ化する
 - ③申請フォームに必要事項を入力し、「②」のデータを添付する
- ※郵送申請をご希望の方は裏面の Q & A の1をご確認ください

電子申請
はこちら⇒



令和7年9月以降のご利用分

課税世帯の第1子含む
利用者全員が対象！

補助金の申請は
不要！

9月以降、定期利用保育事業の保育料および給食費は無償化

されます。(課税世帯の第1子を含む利用者全員が無償化の対象です。)

保育料および給食費は区が直接負担するため、保護者が支払う必要は
なくなります。無償化を受けるための申請も必要ございません。

制度の詳細はこちら



区ホームページ
ID:1545



番号	質問	回答
1	郵送で申請することはできますか？	区のホームページから(1)施設等利用費請求書をダウンロードして印刷していただき、園発行の(2)領収書兼提供証明書とあわせて、郵送でお送り下さい。郵便事故等もあるため、郵便局での簡易書留での手続きをおすすめいたします。  区ホームページ ID:1545 「世田谷区定期利用保育利用者に対する保育料補助金について」 https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1545.html
2	9月以降の利用分は補助金の申請が必要ですか？	9月以降は、保育料および給食費が無償化となるため、 補助金のご申請は不要 です。無償化を受けるための申請も必要ございません。
3	第1子の場合には補助対象外ですか？	第1子のお子さまが1～2歳児クラスで、住民税課税世帯の場合、令和7年8月までは補助金対象外となります。第1子のお子さまが非課税世帯で保育の必要性認定をお持ちであれば補助対象です。令和7年9月以降は、第1子の方も保育料及び給食費は無償化されます。
4	保育の必要性認定の更新手続き(現況確認)を提出する必要はありますか。	現況確認は保育の必要性が継続しているかを確認する調査です。必ず提出してください。
5	令和6年度は非課税世帯、令和7年度は課税世帯の場合補助はどうなりますか？	1～2歳児クラスの場合、8月までは非課税世帯として補助金の審査を行います。3歳児クラスの場合は課税・非課税の状況によって補助が変わることはありません。また、9月以降は利用者全員が課税非課税の状況に関係なく無償化対象です。
6	2歳児クラスで、定期利用保育の利用料が44,000円です。補助金額は42,000円ですか？	42,000円はあくまで補助上限額です。 8月までの補助金は、給食費を除いた保育料のみが補助対象 です。利用料が44,000円であれば、そこから給食費の金額を引いた額が補助対象額です。(例えば給食費に4,500円かかっていたら、44,000円から4,500円を引いた39,500円が補助金額となります。) 9月以降は、保育料および給食費について無償化されます。
7	4月から定期利用保育を使っていますが、7月の締め切り日までに書類を提出するのを忘れていました。4～6月分の補助金を受け取ることはもうできませんか？	4月から8月までのご利用分に対する補助金は、年度の最終締切までにご申請があれば、4月までさかのぼってお支払い可能です。例えば、第1回の提出を過ぎた場合は、第2回の提出締め切りまでに4月～8月分をご提出いただければ、11月下旬のお支払いの時に4月～8月分をお支払いします。 ただし、表面の表1のうち、②の方の場合は、第4回の締め切り日までに提出がない場合、補助金はお支払いできません。③、④の方は利用月から2年間経過するまで請求することが可能です。